

七 協同組合による金融事業に関する法律施行令（昭和五十七年政令第四十四号）

改正案	現行
<p>（同一人に対する信用の供与等）</p> <p>第三条 法第六条第一項において準用する銀行法（以下この条から第四条の二まで、第六条及び第七条において「銀行法」という。）第十三条第一項本文に規定する政令で定める特殊の関係のある者は、同項本文に規定する同一人（当該政令で定める特殊の関係のある者を除く。以下この条において「同一人自身」という。）が当該信用協同組合等（信用協同組合又は信用協同組合連合会をいう。以下同じ。）の子会社（法第四条第一項に規定する子会社をいう。次条において同じ。）でない場合の次に掲げる者（第八項及び第十一項において「受信合算対象者」という。）とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>2 12 （略）</p> <p>（信用協同組合等の特定関係者）</p> <p>第三条の二 銀行法第十三条の二本文に規定する政令で定める特殊の関係のある者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 当該信用協同組合等を所属信用協同組合（法第六条の三第三項に規定する所属信用協同組合をいう。以下同じ。）とする信用協</p>	<p>（同一人に対する信用の供与等）</p> <p>第三条 銀行法第十三条第一項本文に規定する政令で定める特殊の関係のある者は、同項本文に規定する同一人（当該政令で定める特殊の関係のある者を除く。以下この条において「同一人自身」という。）が当該信用協同組合等（信用協同組合又は信用協同組合連合会をいう。以下同じ。）の子会社（法第四条第一項に規定する子会社をいう。次条において同じ。）でない場合の次に掲げる者（第八項及び第十一項において「受信合算対象者」という。）とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>2 12 （略）</p> <p>（信用協同組合等の特定関係者）</p> <p>第三条の二 銀行法第十三条の二本文に規定する政令で定める特殊の関係のある者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 当該信用協同組合等を所属信用協同組合（法第六条の三第三項に規定する所属信用協同組合をいう。以下同じ。）とする信用協</p>

同組合代理業者（同項に規定する信用協同組合代理業者をいう。以下この項及び次条第一項第三号において同じ。）並びに当該信用協同組合代理業者の子法人等及び関連法人等（前号に掲げる者を除く。）

三・四（略）

2・3（略）

（子金融機関等の範囲）

第三条の三 銀行法第十三条の三の二第三項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 当該信用協同組合等の子法人等（前条第二項に規定する子法人等をいう。）

二 当該信用協同組合等の関連法人等（前条第三項に規定する関連法人等をいう。）

三 当該信用協同組合等を所属信用協同組合として法第六条の三第二項に規定する信用協同組合代理業を行う者（信用協同組合代理業者及び前二号に掲げる者を除く。）

2 銀行法第十三条の三の二第三項に規定する政令で定める金融業を行う者は、次に掲げる者とする。

一 信用協同組合等

二 第五条の四各号に掲げる者

三 金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつてする金銭の交付又は当該方法に

同組合代理業者（同項に規定する信用協同組合代理業者をいう。以下この項において同じ。）並びに当該信用協同組合代理業者の子法人等及び関連法人等（前号に掲げる者を除く。）

三・四（略）

2・3（略）

（新設）

よつてする金銭の授受の媒介を含む。)を業として行う者(金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第九項に規定する金融商品取引業者、保険業法(平成七年法律第百五号)第二条第二項に規定する保険会社及び前二号に掲げる者を除く。)

(銀行法を準用する場合の読替え)

第五条 法第六条第一項の規定において銀行法の規定を準用する場合においては、同法の規定中「営業所」とあるのは「事務所」と、「取締役、執行役」とあり、及び「取締役又は執行役」とあるのは「理事」と、「営業時間」とあるのは「業務取扱時間」と、「株主総会」とあるのは「総会」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

	(略)	読み替える銀行法の規定	(略)	読み替えられる字句	(略)	読み替える字句
第十三条の二	(略)		子会社、当該銀行の銀行主要株主、当該銀行	子会社		

(銀行法を準用する場合の読替え)

第五条 法第六条第一項の規定において銀行法の規定を準用する場合においては、同法の規定中「営業所」とあるのは「事務所」と、「取締役、執行役」とあり、及び「取締役又は執行役」とあるのは「理事」と、「営業時間」とあるのは「業務取扱時間」と、「第四条第一項の免許」とあり、及び「第四条第一項の内閣総理大臣の免許」とあるのは「中小企業等協同組合法第二十七条の二第一項の認可」と、「株主総会」とあるのは「総会」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

	(略)	読み替える銀行法の規定	(略)	読み替えられる字句	(略)	読み替える字句
第十三条の二	(略)		子会社、当該銀行の銀行主要株主、当該銀行	子会社		

第二十七條の見出し	(略)	第十三條の三の二 第一項		
免許の取消し等	(略)	銀行業、銀行代理業	親金融機関等若しくは 子金融機関等	を子会社とする銀行持 株会社、当該銀行持 株会社の子会社（当該銀 行を除く。）
解散命令等	(略)	中小企業等協同組合法 第九條の八第一項第一 号から第三号までに掲 げる業務、信用協同組 合代理業（協同組合に よる金融事業に関する 法律第六條の三第二項 に規定する信用協同組 合代理業をいう。）	子金融機関等	

第二十七條の見出し	(略)	(新設)		
免許	(略)	(新設)	(新設)	を子会社とする銀行持 株会社、当該銀行持 株会社の子会社（当該銀 行を除く。）
認可	(略)	(新設)	(新設)	

(略) (略) (略)

(情報通信の技術を利用した提供)

第五条の七 信用協同組合又は信用協同組合代理業者は、法第六条の五の二において準用する金融商品取引法（以下「準用金融商品取引法」という。）第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項を提供する相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

2 (略)

(略) (略) (略)

(情報通信の技術を利用した提供)

第五条の七 信用協同組合等又は信用協同組合代理業者は、法第六条の五の二において準用する金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「準用金融商品取引法」という。）第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項を提供する相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

2 (略)